

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

1 事業年度計画の明確化と職員への共有

(1) 現状と課題

地域包括支援センターの目的として、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを推進することが求められている。

地域包括支援センターの業務を遂行するために、地域包括支援センターの目的や業務内容に沿った年度ごとの事業計画を立案することによって、事業の方向性と責任体制を明確にするとともに、業務の遂行状況について評価することが可能になる。

事業計画の実施にあたっては、センター職員全員が計画を熟知している必要があるが、そのためには、センター職員が協議して事業計画を作成する事が必要になる。昨年度については委託初年度という事もあり、センター職員全員の協議という事が難しい状況であったため、平成28年度については各職種、各職員と相談、調整しながら事業年度計画を作成し、職員への周知を行う事が求められている。事業計画については常に閲覧できる場所に保管し、計画のスケジュール管理や進捗状況の確認も必要となっている。

(2) 課題への対応策

ア:事業計画を策定し、周知する事で計画に対するスケジュールを明確にする。

イ:事業計画の進捗状況について、定期的に確認する。

(3) スケジュール

ア

4月～:事業年度計画を策定し、職員への共有を行う事で、それぞれの計画に対するスケジュールについても確認する。

イ

9月:上半期の計画の進捗状況について確認する。
平成29年3月:事業計画の実施状況について評価する。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

2 職員の適切な業務分担

(1) 現状と課題

各職種の専門性は、地域包括ケアの提供を可能にするために不可欠なものとなっている。しかしながら、それらが分断され個別に機能していても、地域包括ケアを提供することはできない。実際に業務を行うためには、具体的な手順等の取り決めやその分担が必要であるため、相談しながら柔軟に機能できるようにすることが重要である。

様々な相談内容について、センター内で定期的な情報共有の場を持ち、支援方針の相談等を行ってはいるものの、相談内容によって各職種への振り分けも行っているため、一部の職員に負荷がかかってしまう状況も見られている。業務量からして人員不足の状況もあるため、全体的に負荷がかかっているという面もある。

(2) 課題への対応策

ア:各職種の専門性を生かして、業務分担を行っていく。

イ:定期的な情報共有の場を継続し、一部の職員に負荷がかかっているような状況が見られていた場合は、それぞれの専門的見解の提供や精神的な支援等について行っていけるようにする。

(3) スケジュール

ア

4月～:業務分担の内容について確認する。

イ

4月～:定期的な情報共有の場を継続しながら、各職員の対応状況等について確認し、必要があれば業務分担の見直しを行う。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

3 職員の資質向上のための取組

(1) 現状と課題

地域包括支援センター職員の実践力を高めるために、人材育成のためのシステムを構築していく必要がある。近年の社会変容に伴い表出してきた多様な課題に、新たな組織として対応していくという困難かつ重要な使命を担っていることを、センター職員本人が自覚する必要がある。そのうえで、常に学ぼうとする姿勢を持ち続けながら、自分の実践を振り返ることによって得た気づきを実践の質の向上に活かすことが大切である。

練馬区から提供される研修情報や、練馬区介護人材研修センターの情報を確認する事で、定期的な外部研修への参加や、それを受けての伝達研修及び、資料の回覧を行ったり、職員会議等における職場内研修を実施する事で、職員の資質向上に取り組んでいる。

参加希望の研修があっても、業務に追われてしまう事で、参加できない事もある。

(2) 課題への対応策

ア:外部研修については、引き続きできる限り積極的に参加するようにし、その内容について、センター内や支所とも共有できるようにする。

イ:外部研修の共有方法等、職場内研修のあり方についても検討していく。

(3) スケジュール

ア

4月～:権利擁護研修・認知症研修・地域包括支援センター職員研修等の外部研修に、積極的に参加できるよう調整する。

イ

9月～:各職員の研修参加状況も含めて確認し、センター内や支所とのより効果的な共有方法について検討する。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

4 圏域の支所との連携

(1) 現状と課題

地域の高齢者を支援する体制作りや、圏域内の各地域の実情を把握するためには、支所との連携や協働は必要不可欠である。また、困難事例等の個別ケースについても、3職種を中心にして連携を図りながら対応していく事が必要となっている。

連携の取り組みとして毎月1回、本所・支所連絡会を開催し、4所会議における案件の情報共有や、圏域内の事業実施状況、実施計画について確認する他、業務を進める中での検討事項や問題点等について、意見交換を実施している。その他、各専門職における職種分科会や、大泉総合事業連絡会等を実施し、情報共有や課題の抽出等を行っている。支援困難ケースや虐待ケースの対応についても、本所、支所間の連携が円滑に行えるようになってきている。しかし一方で、本所と支所の業務分担が明確でない部分もあるため、検討する必要がある。

(2) 課題への対応策

ア:本所、支所間の定期的な連絡会を開催していく。

イ:支援困難ケースや虐待ケースの対応について連携し、関係者会議を開催する。

ウ:区の関係機関とも調整し、業務分担について明確にしていく。

(3) スケジュール

ア

4月～:本所・支所間の定期的な連絡会を開催する。

イ

4月～:随時、ケース対応における関係者会議を開催する。

ウ

4月～:区の関係機関と調整し、業務分担について明確にしていく。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

5 個人情報保護に対する適切な取組

(1) 現状と課題

地域包括支援センター職員は高齢者等の心身の状況や家庭の状況を幅広く知り得る立場にあるため、その情報管理には万全を期すことが求められている。

法人が定める個人情報保護規定を基に、地域包括支援センターに対応した個人情報保護規定を作成し、職員に遵守させている。また、練馬区における受託業務従事者向けセキュリティ教材を活用した研修を定期的実施し、個人情報保護に対して適切に対応できるように取り組んでいる。その他、マニュアルの確認や外部研修等にも参加できるようにしており、個人情報保護に対する意識を高めるようにしている。

個人情報が記載された印刷物等について処分する場合は、その都度シュレッダーを使用して廃棄している。

個人情報保護の取組みに対して、定期的にチェックするような機会が不十分であるため、今後、検討が必要となっている。

(2) 課題への対応策

ア:個人情報保護マニュアルやセキュリティ教材を活用し、定期的に個人情報保護に対する意識を高める。

イ:職員が実施する個人情報保護の取組みに対して、定期的にチェックする機会を持てるようにする。

(3) スケジュール

ア

4月～:マニュアルやセキュリティ教材について確認し、個人情報保護に対する意識を高める。

イ

4月～:個人情報保護の取組みに対して、半年毎にチェックする。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

6 個別ケースへの適切な対応

(1) 現状と課題

個々の高齢者に対して包括的に支援を行う際には、その高齢者に対する責任体制を明確にするため、高齢者ごとに「主担当」職員を決め、その職員が継続して支援する体制をつくることが望ましいと考えられる。主担当を決める際には、高齢者の抱える課題の大きさや背景等を勘案して、どの専門職が主担当になるのが適当かを個別に判断することが必要である。

個別ケースの対応においては、相談内容や受付状況により主担当を決めている。

毎朝の朝礼等の際に各職員が対応している個別ケースについての報告や相談を行う事で、支援内容や方向性の確認、情報の共有や対応の統一を図れるようにしている。ただ、例えば支援方法や支援の振り返り等は、深く検討できる場がないため、今後の課題になると思われる。

必要に応じて、各職種や圏域内支所とも連携し、相談や訪問の対応を行っている。

(2) 課題への対応策

ア: 個別ケースの支援において、定期的に3職種を含めた職員間で情報共有し、検討する場を持つ。

イ: 個別ケースの支援方法や、実施した支援の振り返り等について検討できるような機会を調整する。

(3) スケジュール

ア

4月～: 個別ケースに関する職員間のミーティング等を定期的に継続し、対応する。
(毎朝の朝礼や職員会議等)

イ

4月～: 個別ケースの検討会議等の機会の確保や方法について相談、検討する。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

7 相談内容および関係資料の適切な記録・保管

(1) 現状と課題

高齢者の主担当が不在の場合への対応や個別対応による弊害を予防するためにも、高齢者に関する情報については、センター職員が共通で確認できるような管理方法をとる必要がある。

相談を受け付けた場合は、できる限りその日のうちに地域包括支援センターシステム内の相談記録への入力を行っているが、地域包括支援センターシステムを使えるパソコンの台数が限られていたり、時期によっては他の業務でシステムを使用する事もあるため、翌営業日までに入力できないケースも見られている。

紙媒体の記録資料についても保管する場所が少ないために、特に過年度書類の保管が難しい状況となっている。保管場所についても、施錠できる場所が少ない。

(2) 課題への対応策

ア:相談記録への入力については、遅くとも翌営業日には入力できるように意識して、実施していく。

イ:紙媒体の記録資料保管方法や廃棄の方法について、あらためて見直しを行う。

(3) スケジュール

ア

4月～:相談記録への入力については、各職員で工夫しながら、迅速に行う。

イ

4月～:紙媒体の記録資料保管方法や廃棄方法についての見直しを行う。
平成29年3月:紙媒体の廃棄分について確認する。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

8 苦情対応に適切な取組

(1) 現状と課題

地域包括支援センターは、介護保険等に対する苦情処理体制の中でも、主要な苦情窓口として位置づけられている。高齢者及びその家族からの苦情に対し、必要に応じて練馬区に情報提供するとともに、関連機関と連携しながら迅速かつ適切に対応することが求められている。

センターに対する苦情については、法人における苦情解決規定に沿って対応している。苦情解決の責任主体を明確にするために管理者を苦情解決責任者と定め、また、高齢者等が苦情の申し出をしやすい環境を作るために苦情受付担当者を定めて対応している。

万が一、苦情申出人が満足する解決が図られなかった場合には、苦情解決機関(練馬区介護保険課・練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局・国保連合会苦情相談窓口等)の窓口を紹介し、解決を図るようにしている。

苦情対応の取り組みについて、センター職員内での周知が不十分であるため、あらためて確認する必要がある。

(2) 課題への対応策

ア: 苦情対応状況について、センター内、4所会議、本所・支所連絡会等で情報共有を行う。

イ: 苦情対応についての取り組みについて、センター内で周知を行い、理解を深めるとともに、苦情対応についての振り返りや研修参加についても検討する。

(3) スケジュール

ア

4月～: 苦情対応状況について、センター内、4所会議、本所・支所連絡会等で情報提供を行う。

イ

4月～: 苦情対応マニュアルについてセンター内で確認し、取り組みを強化する。苦情対応についての振り返りや研修への参加を実施する。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

9 介護支援専門員のネットワーク構築の支援 および 介護支援専門員の資質向上への取組

(1) 現状と課題

多様な生活課題を抱えている高齢者等が地域で安心してその人らしい生活を継続するためには、高齢者や家族が課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるように、包括的および継続的に支援を行う必要がある。この地域包括ケアを推進するためには、介護支援専門員が中心となって包括的・継続的ケアマネジメントを実践することができるように、地域包括支援センターが直接的に介護支援専門員等を支援することに加え、環境面を整備する間接的な支援を効果的に実施する事が重要である。

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施と、地域における主任介護支援専門員および介護支援専門員の情報交換、資質向上等のために、圏域内支所と協力し、地域の主任介護支援専門員および介護支援専門員の連絡会または事例検討会等を定期的の実施する場として、「大泉ほっと・ケアマネット」を開催している。

地域に介護支援専門員が定着しており、声をかけるとすぐに集まっていたり、意見も出やすい環境となっている。運営を通して連携を図り、相談しやすい関係も構築できている。ただ一方で、開催する研修等に参加されない事業者との連携をどのように進めるかという事や介護支援専門員の底上げが課題となっている。

(2) 課題への対応策

ア:大泉ほっと・ケアマネットの開催を支援する。

イ:大泉ほっと・ケアマネットが開催する研修等に参加されない事業者との連携方法について検討する。

ウ:地域の主任介護支援専門員の状況は把握できているが、それを介護支援専門員まで広げる事はできていないため、介護支援専門員の底上げという視点も含めて、検討する。

(3) スケジュール

ア

4月～:大泉ほっと・ケアマネットの運営を支援する。

イ

4月～:大泉ほっと・ケアマネットの運営を支援しながら検討する。
平成29年3月:少しでも多くの事業者との連携を持てるようにする。

ウ

4月～:地域の介護支援専門員との関わり方について検討する。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

10 圏域の介護支援専門員に対する適切な支援

(1) 現状と課題

介護支援専門員やサービス事業者等からの相談も総合相談で受け付けることになるが、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等が援助において困難を抱えたときに地域包括支援センターに相談しやすい体制を作ることがまず必要である。地域包括支援センターに相談できることを介護支援専門員等に周知するとともに、顔の見える関係を日頃から構築していけるようにする。また、利用者や家族および関係者等から、有効な援助ができていないことについて相談があることも考えられる。このような相談についても、地域包括支援センターに届き対応できるようにネットワークを充実するとともに、総合相談の体制を整備しておく必要がある。

地域の介護支援専門員に対し、相談窓口として指導や助言を行い、同行訪問やサービス担当者会議の開催支援等を行っている。介護支援専門員としての成長を支援するためには、介護支援専門員に代わって地域包括支援センターが判断を行うのではなく、介護支援専門員がよりよい判断に到達できるよう支援することがセンターの役割となる。

自立に向けたケアプランチェックという点においては、昨年度は業務に追われてできない部分も多かった、書類の保管方法を工夫したり、ワーキングチームによる検討から、プランチェックを意識して対応できるようになってきているものの、全てをチェックするのは難しい状況である。大泉介護予防ケアマネジメント勉強会として開催し、「自立支援に資するケアマネジメント」を図るために、地域包括支援センター支所、本所職員による合議体により、ケアプランを確認していく。

(2) 課題への対応策

ア: 支援チームの構築とチーム全体へのサポート、介護支援専門員へのサポート、支援チームの一員としてのサポート、利用者家族へのサポート、介護支援専門員の所属組織へのサポート等を担い、利用者が地域でその人らしい生活を維持できるようにサポートする。

イ: 「大泉介護予防ケアマネジメント勉強会」を開催し、自立支援に資するケアマネジメントを図るために地域包括支援センター支所、本所職員による合議体によりケアプランを確認する。

(3) スケジュール

ア

4月～: 地域包括支援センターに相談しやすい体制を継続する。

イ

7月・9月・10月: 「大泉介護予防ケアマネジメント勉強会」を開催する。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

11 成年後見制度活用に向けた取組

(1) 現状と課題

成年後見制度については、判断能力が不十分となった認知症高齢者等の自分らしい生活を維持するために、地域包括支援センター職員として制度の利用を前提に取り組んでいく姿勢が必要となっている。

判断能力の不十分さの度合いによって「補助」「保佐」「後見」の3つのタイプがあるが、高齢者の場合等は、最初から包括的代理権が付与される「後見」ではなく、例えば、悪質商法に遭って自信をなくしている高齢者に、権限委譲が部分的な「補助」を自ら申立てできるよう支援する等、今後の自立生活が続けられるような支援として成年後見制度を理解し、勧める姿勢が求められている。

地域包括支援センターとしては、成年後見制度活用にあたり、その普及啓発の取り組みを行う事も必要になっているが、センターからの情報発信等の活動については、不十分な状況である。

(2) 課題への対応策

ア: 高齢者支援係や権利擁護に関する団体等との連携や、研修、連絡会に参加する事で、適切な対応を行えるようにする。

イ: 高齢者相談センターからの情報発信や普及啓発活動の方法について検討する。

(3) スケジュール

ア

4月～: 関係機関との連携を強め、定期的に研修や連絡会に参加する。

イ

4月～: 高齢者相談センターからの情報発信や普及啓発活動の方法について検討する。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

12 高齢者虐待防止に向けた適切な取組

(1) 現状と課題

平成18年4月より高齢者虐待防止法が施行され、「養護者による虐待」に対応をしていくことが定められた。

虐待対応における地域包括支援センターの役割として、「ネットワーク」「相談・通報・届出への対応」、事実確認における「関係機関からの情報収集」「訪問調査」「援助方針の決定」「措置後の支援」「モニタリング」といった場面で、中心的役割を果たしていくことが示されている。

高齢者虐待については、「練馬区高齢者虐待防止・養護者支援マニュアル」に基づき、相談、通報から48時間以内(できるだけ24時間以内)に事実確認を行っている。その後、センター内で協議すると同時に、高齢者支援係に報告を行う。事実確認後には緊急性も判断しながら、できる限り速やかに高齢者虐待ケース検討会議を開催し、虐待の有無や緊急性の判断および初期対応の検討を行う。

モニタリングについては、緊急度から期間を設定し、毎月、高齢者支援係から挙げられるリストを元に、モニタリングを実施する。支援開始後も状況を確認したうえで、高齢者支援係とともに評価会議を開催。新たな課題が生じていないかを確認し、支援方針や緊急度の見直し等の判断を行っている。

虐待対応においては、職員間で経験の差が出ている部分も見られているため、検討が必要となっている。

支所で開催しているミニ地域ケア会議等において、虐待対応についての啓発活動等を行う事で、地域における見守りネットワークの構築や通報先等を確認している。

(2) 課題への対応策

ア:虐待対応に関する情報の共有や支援方法も含めて、対応の流れについて各職員の経験値を高めるために、センター内での協議方法の確立や、高齢者虐待ケース検討会議への参加方法について見直していく。

イ:高齢者虐待対応研修等に積極的に参加していく。

ウ:高齢者虐待についての啓発活動方法について検討していく。

(3) スケジュール

ア

4月～:高齢者虐待案件に対し、高齢者支援係との連携を充実させながら、センター内の支援体制について強化していく。

イ

4月～:高齢者虐待対応研修等に積極的に参加していく。

ウ

4月～:高齢者虐待についての啓発活動方法について検討し、特に区民や関係機関への啓発活動の充実を図っていく。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

13 消費者被害防止に向けた適切な取組

(1) 現状と課題

近年、高齢者の消費者被害が急増しており、消費生活相談全体において高齢者に関する相談は大きな割合を占めるようになってきている。高齢者人口の伸び率よりも高い伸び率の被害増加であることから、「高齢者の消費者被害防止」が問題となっている。

平成24年の消費者教育推進法の成立、平成26年の消費者安全法の改正によって、地域包括支援センターが、地域の消費生活センターと連携しながら消費者被害に対応していく体制が構築され始めている。地域における消費者被害に関する情報を把握し、民生委員や介護支援専門員等にも啓発を行いながら、地域の高齢者や家族等から、消費者被害についての相談・情報をもたらされるような働きかけをしていく事が求められている。

消費者被害の連絡を受けた際には、警察や消費生活センターに連絡し、情報の共有を行っている。また、練馬区消費生活センターが主催する「悪質商法高齢者被害防止ネットワーク連絡会」に参加する事で、情報交換等を行っている。

消費者被害防止を目的とする、関係機関や地域への情報提供において、センターからの情報発信が不十分である事が課題となっている。

(2) 課題への対応策

ア: 定期的な連絡会等への参加を継続する事で、最新の被害状況や関係機関との連携を確認し、迅速に対応できるようにする。

イ: 消費者被害を予防する地域づくりを目指すために、消費者被害についての正しい知識をどのように伝えていくかを検討していく。

(3) スケジュール

ア

4月～: 定期的な連絡会等への参加を継続し、関係機関との連携を強化する。
(悪質商法高齢者被害防止ネットワーク連絡会議等)

イ

4月～: 消費者被害の予防についての情報発信方法について、検討する。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(在宅医療・介護連携の推進)

14 圏域における医療機関・介護サービス資源の把握

(1) 現状と課題

地域包括支援ネットワークを構築するためには、まず地域のことを知らなければならぬ。地域の人口、高齢化率、世帯状況、生活保護受給率などのデータを活用して、地域住民の全体像を把握する必要がある。また、地域の地理的状況や歴史など多様な情報を活用して、地域を理解するのに役立つ。

地域には、組織や団体、インフォーマルな集団、キーパーソンとなる個人などあらゆる社会資源が存在している。地域包括支援センターとしての日々の活動を通して、まずこのような社会資源を把握してそれらの情報を管理する必要がある。

地域における医療機関や介護サービス資源の情報について、リストとして管理や共有は行っているものの、その他の資源の情報把握については、まだ不十分である。

(2) 課題への対応策

ア:医療機関・介護サービス資源等の情報把握やリストの管理・活用を行う。

イ:地域の社会資源把握のために、圏域内支所と協力して活動していく。

(3) スケジュール

ア

4月～:医療機関・介護サービス資源等の情報把握やリストの管理・活用を行う。

イ

6月～:圏域内支所と協力して、地域毎に担当職員を決め、地域での事業実施や活動参加等に同行し、社会資源の把握を行う。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(在宅医療・介護連携の推進)

15 在宅医療・介護連携システムの構築

(1) 現状と課題

今後は、慢性的な疾患をもつ高齢者の増加とともに、医療ニーズと介護ニーズを併せもつ高齢者の増加が見込まれている。医療と介護を一体的・効果的に提供していくためには、支援を必要とする対象者を適切に把握し、関係者間で有効な情報連携を行うとともに、切れ目のないチームケアの体制を確立することが求められる。

特に、急性期医療機関から在宅への退院時支援や、日常の療養支援、急変時の対応や在宅での看取りなど、在宅医療の充実を含めた医療・介護提供体制を整える必要があり、関係者に対する研修や協議の場等を通じて、医療職と介護職の有機的な連携とサービス提供体制を構築する必要がある。

平成27年度より、医療と介護の両方が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して自分らしい生活ができるよう、医療と介護の相談窓口が設置されている。運営を進める中で、少しずつ窓口の周知は進められているものの、まだ十分とは言えない。また、窓口の実績やその効果等について、地域との共有や発信ができていないのが現状である。

(2) 課題への対応策

ア:積極的に研修や勉強会に参加する事でスキルアップを図り、関係機関とのネットワーク強化を目指す。

イ:地域に出ていく機会を増やす事で、センターにおける医療と介護の相談窓口として発信する場を確保していく。

(3) スケジュール

ア

4月～:積極的に研修や勉強会に参加しつつ、関係機関とのネットワーク強化を目指す。

10月:第1回多職種連携研修の開催

平成29年1月:第2回多職種連携研修の開催

イ

4月～:地域に出ていく機会を増やし、医療と介護の相談窓口として発信する場を確保していく。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(認知症施策の推進)

16 認知症施策の推進

(1) 現状と課題

認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域でよい環境のもと自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境を整備していくことが求められている。

認知症の疑いがある人に関する相談を受け付け、かかりつけ医や介護事業者と連携しながら、医療機関への受診を促進する。また、受診に至らないケースについては、区が実施するもの忘れ相談を活用し、来所相談の他、訪問相談を実施することにより、受診につながるよう支援する。一時的な精神科病院への入院や介護保険施設等への入所を要する人に関しては、精神科病院や介護保険施設、東京都中部総合精神保健福祉センター等と連携し入院・入所に向けた支援を行っていく。

積極的に研修や認知症家族会、認知症カフェ等に参加する事で、少しずつ大泉地域のネットワークも広がってきている。ただ、地域の団体等に対する勉強会等、認知症への理解を深めるための普及・啓発活動という点においては、不十分な状況である。

もの忘れ相談については、昨年度も年9回実施しているが、相談の希望者が多く、予約が埋まってしまう状況も続いた。

認知症初期集中支援チームについては、チーム員として登録してはいるものの、研修等を受けていないために、チームとしての活動が見えていなかったり、活動を十分に行う事ができていないという現状がある。

(2) 課題への対応策

ア:もの忘れ相談も含め、認知症施策の内容やその効果等について、地域への発信方法について検討する。

イ:もの忘れ相談の回数増回等について、練馬区と検討していく。

ウ:認知症初期集中支援チームについての研修等に参加する事で、チームとしての機能向上を目指していく。

(3) スケジュール

ア

4月～:地域に対する認知症についての普及・啓発活動について検討していく。

イ

4月～:もの忘れ相談の回数増回等について、練馬区と検討していく。

ウ

4月～:認知症初期集中支援チームについての研修等に積極的に参加する。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(地域ケア会議の推進)

17 地域ケア個別会議開催の適切な支援

(1) 現状と課題

地域ケア個別会議は、医療、介護等の多職種および地域関係者が集まり個別ケースの支援内容を検討することにより、多職種協働による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援するとともに、問題解決のための地域支援ネットワークを構築することを目的としている。また同時にこれらのプロセスを通じて、支援体制の脆弱さ、社会資源や人材の課題等が浮き彫りになることにより、地域課題の把握を行うことを目的としている。

各支所単位で開催する地域ケア個別会議に対して、各支所毎に本所内で担当職員を決め、事前打ち合わせから一緒に参加し、会議当日の協力まで支援を行っている。

地域ケア個別会議の内容を踏まえて、地域課題の把握や集約につなげられているものの、会議の振り返りについては不十分であった。

(2) 課題への対応策

ア:地域ケア個別会議の開催だけでなく、開催後の振り返り等についても充実させる事で、より効果的に会議を活用できるようにしていく。

(3) スケジュール

ア

4月～:支所毎に担当を決め、地域ケア個別会議の開催支援を行う。

平成28年度 大泉地域包括支援センター事業計画

(地域ケア会議の推進)

18 効果的な地域ケア圏域会議の開催

(1) 現状と課題

地域ケア圏域会議については本所単位で開催し、各支所が開催する地域ケア個別会議の報告を受けて、地域課題の問題解決を図る事を目的としている。共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげていく。

昨年度の第2回地域ケア圏域会議については、地域ケア個別会議の報告を受けての初めての開催だったため、内容や進行について課題が残る状況となった。今後の会議開催については検討が必要となっている。

(2) 課題への対応策

ア:地域ケア圏域会議の内容や進行方法について、より効果的な方法を検討する。

(3) スケジュール

ア

9月:第1回地域ケア圏域会議を開催する。

平成29年2月:第2回地域ケア圏域会議を開催する。